

その4

表

トレーニング室個人使用券 (回数券) (高校生以下の者 円) 熊本県立総合体育館	No. _____ トレーニング室個人使用券 (回数券) (高校生以下の者 円) 熊本県立総合体育館
--	---

裏

1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡しください。 2 この券は、1人1回2時間有効です。	
---	--

その5

表

トレーニング室個人使用券 (回数券) (大人 円) 熊本県立総合体育館	No. _____ トレーニング室個人使用券 (回数券) (大人 円) 熊本県立総合体育館
---	--

裏

1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡しください。 2 この券は、1人1回2時間有効です。	
---	--

別記第5号様式 (第2条関係)

その1

表

室内温水プール団体券 小学生以下の者 人 円 中・高校生 人 円 大人 人 円 計 円 熊本県立総合体育館	No. _____ 室内温水プール団体券 小学生以下の者 人 円 中・高校生 人 円 大人 人 円 計 円 熊本県立総合体育館
--	---

裏

1 入場の際と退場の際に、この券を受付へお渡しください。 2 この券は、表記の人数について1人1回2時間有効です。	
--	--

その2

表

元気体力測定室団体券 ( ) コース (高校生以下の者 人 円) (大人 人 円) 熊本県立総合体育館	No. _____ 元気体力測定室団体券 ( ) コース (高校生以下の者 人 円) (大人 人 円) 熊本県立総合体育館
---	--

裏

- 1 入場の際に、この券を受付へお渡しください。
- 2 この券は、表記の人数について1回に限り有効です。

別記第6号様式中「別記第6号様式(第4条関係)」を「別記第6号様式(第3条関係)」に、別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式(第4条関係)

熊本県立総合体育館使用料還付申請書		年 月 日
熊本県教育委員会 様	住 所 氏 名 (団体名) 電話番号	印
次のとおり、使用料を還付して下さるよう申請します。		
使用予定期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで	
許可年月日	年 月 日付け	第 号
許可番号		
還付申請の理由		
納付した使用料		円
使用料を納付した年月日	年 月 日領収証番号	号
還付申請額		円
その他参考事項		
(注) 熊本県立総合体育館使用許可書を添付すること。		

附 則

- 1 この規則は、熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第29号)の施行日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県立総合体育館使用規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県立総合体育館使用規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県立総合体育館使用規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

熊本県総合射撃場使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年7月1日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第16号

熊本県総合射撃場使用規則の一部を改正する規則  
熊本県総合射撃場使用規則(平成10年熊本県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「第9条」を「第15条」に改める。
- 第2条及び第6条を削り、第7条を第6条とする。
- 第3条第1項中「条例第4条第1項」を「条例第5条第1項」に、「教育委員会」を「熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、「使用期日の30日前までに」を削り、同条第2項中「条例第4条第1項」を「条例第5条第1項」に改め、同条を第2条とする。
- 第4条中「条例第4条第1項」を「条例第5条第1項」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の還付)

第4条 条例第8条第3項ただし書の規定により、既納の使用料を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 使用者の責めに帰することができない事由により、射撃場を使用することができなくなったとき。

(2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(3) 教育委員会が管理上の必要により使用の許可を取り消したとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、熊本県総合射撃場使用料還付申請書(別記第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第5条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

別記第1号様式中「別記第1号様式(第3条関係)」を「別記第1号様式(第2条関係)」に、「熊本県総合射撃場使用規則第三条の規定」を「熊本県総合射撃場使用規則第2条の規定」に、別記第2号様式中「別記第2号様式(第3条関係)」を「別記第2号様式(第2条関係)」に、別記第3号様式中「別記第3号様式(第3条関係)」を「別記第3号様式(第2条関係)」に、別記第4号様式中「別記第4号様式(第4条関係)」を「別記第4号様式(第3条関係)」に改める。

別記第5号様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式(第4条関係)

熊本県総合射撃場使用料還付申請書		年 月 日
熊本県教育委員会 様	住 所 使用団体及 び代表者名 電話番号	印
次のとおり、使用料を還付して下さるよう申請します。		
使用予定施設		
使用予定期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで	
許可年月日		
許可番号	年 月 日付け 第 号	
還付申請の理由		
納付した使用料	円	
使用料を納付した年月日	年 月 日領収証番号 号	
還付申請額	円	
その他参考事項		
(注) 熊本県総合射撃場使用許可書を添付すること。		

附 則

- 1 この規則は、熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第32号)の施行日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県総合射撃場使用規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県総合射撃場使用規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県総合射撃場使用規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。